(h)　表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次節の日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従い、削減する。

(i)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次の条件に従う。

(i)　関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A)　各年の合計割当数量は、次のとおりとする。

(aa)　一年目については、百メートル・トン
(bb)　二年目については、百五メートル・トン
(cc)　三年目については、百十メートル・トン
(dd)　四年目については、百十五メートル・トン
(ee)　五年目については、百二十メートル・トン
(ff)　六年目については、百二十五メートル・トン
(gg)　七年目については、百三十メートル・トン
(hh)　八年目については、百三十五メートル・トン
(ii)　九年目については、百四十メートル・トン
(jj)　十年目については、百四十五メートル・トン
(kk)　十一年目及びそれ以降の各年については、百五十メートル・トン

(B)　枠内税率は、十二・八パーセントとする。

(C)　(A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。詳細な規則については、第十一条の規定に従って設置される合同委員会がこの協定の効力発生の日に採択する運用上の規則に定める。

(ii)　表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j)　表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から五年目に両締約国が交渉する。

(k)　表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2　次の(a)から(o)までの規定に定める条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a)　関税率については、基準税率から五・〇パーセントまでの十一回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(b)　関税率については、基準税率から二・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(c)　関税率については、基準税率から四・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(d)　関税率については、基準税率から五・五パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(e)　関税率については、基準税率から八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(f)　関税率については、基準税率から十四・九パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(g)　関税率については、基準税率から十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(h)　関税率については、基準税率から十七・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(i)　関税率については、基準税率から十七・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(j)　関税率については、基準税率から十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(k)　関税率については、基準税率から十九・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(l)　関税率については、基準税率から二十・七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(m)　関税率については、基準税率から二十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(n)　関税率については、基準税率から二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(o)　関税率については、次の規定に従って削減する。

(i)　この協定の効力発生の日から、二十九・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(ii)　二年目の初日から、二十八・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(iii)　三年目の初日から、二十八・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・八五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(iv)　四年目の初日から、二十七・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・四七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(v)　五年目の初日から、二十七・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・〇八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

(vi)　六年目の初日から、二十六・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十・七〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

3　この部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この3の規定は、第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であって、次節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4　関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月未満の場合には、この節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この4の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二節　日本国の表

1	2		3	4	5
関税率表番号	品名		基準税率	区分	注釈
第一類	動物（生きているものに限る。）				
〇一・〇一	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）				
〇一〇一・一〇	純粋種の繁殖用のもの				
	馬				
		サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの		A	